

第 6353 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 7日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 未払給与と源泉徴収

Q：先月は資金繰りの関係で、役員給与の一部を未払いにしたのですが、源泉徴収はどうしたらいいですか？

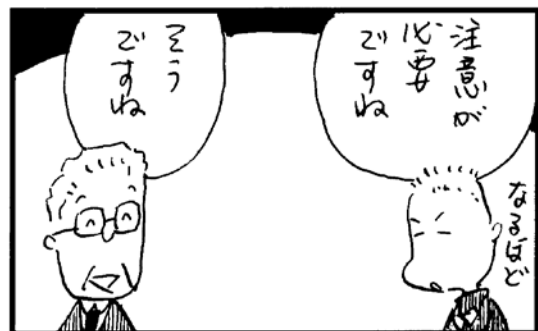
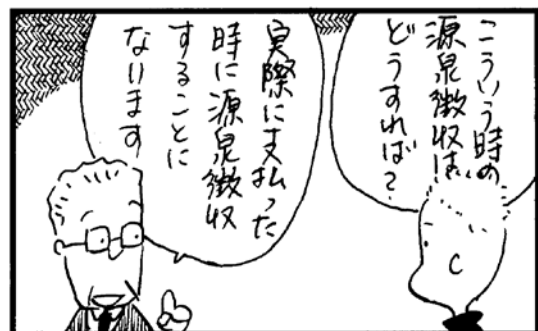
A：給与については、実際に支払われたときに源泉徴収することになりますが、年末調整時にある未払い給与は、支払が翌年になる場合であっても、支払いが確定しているものは、年末調整を行う給与に含めなければなりません。

【解説】

所得税の源泉徴収は、実際に支払いが行われた給与等に対する税額を支払が行われた月の翌月10日までに納付しなければならないとされており、給与が未払いである場合には、実際に支払われたときまで納付する必要はなく、支給時に源泉徴収すればよいこととされています。

これに対して、役員賞与については、支払いが確定した日から1年を経過した日までに支払いがない場合には、その1年経過した日に支払いがあったものとして源泉徴収しなければならないこととされていますので注意が必要です。

また、年末調整時に未払給与がある場合には、その支給が翌年になる場合であっても、支払いが確定しているものについては、年末調整の対象となる給与に含めなければなりませんので、この点も注意が必要です。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】